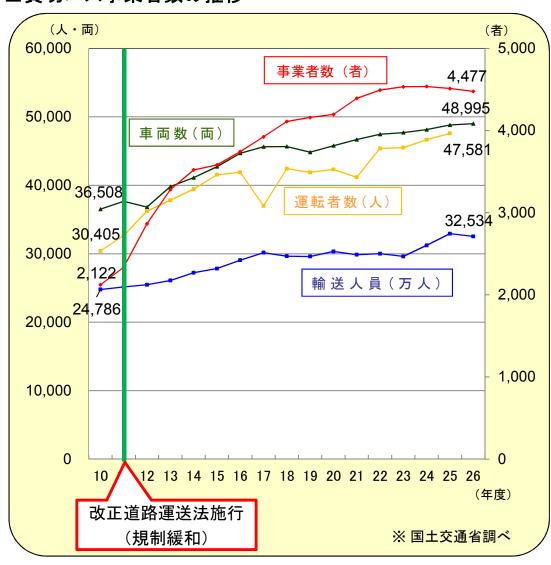
貸切バス事業者を取り巻く現状

貸切バス事業者の大幅な増加

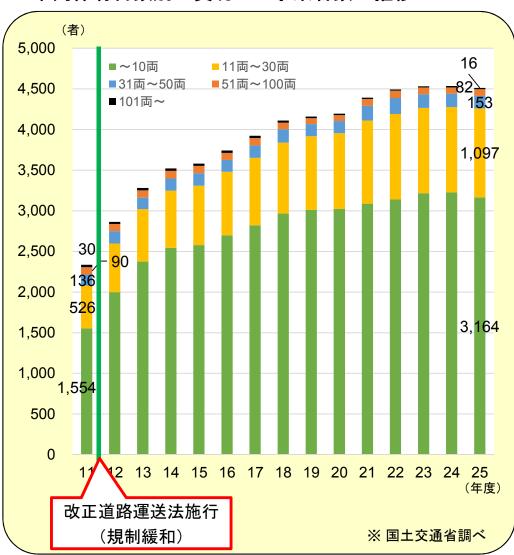


- 〇貸切バスの事業者数については、平成12年の道路運送法の改正により規制緩和を行って以降、 およそ倍増している。
- ○車両保有台数が10両以下の事業者が全体の約7割を占める。

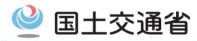
■貸切バス事業者数の推移



■車両保有台数別の貸切バス事業者数の推移

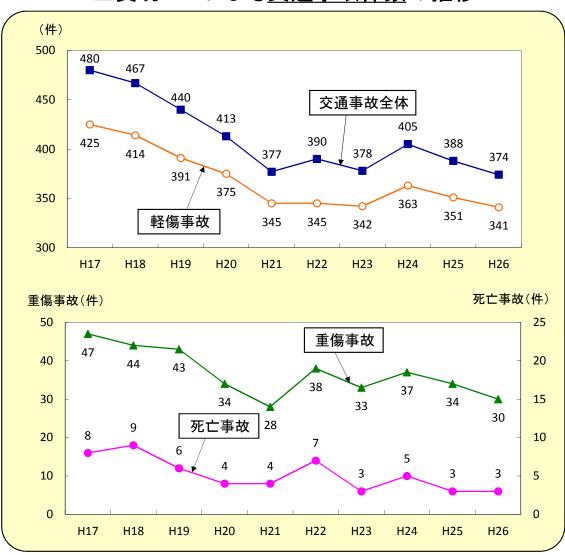


貸切バスの交通事故発生状況①

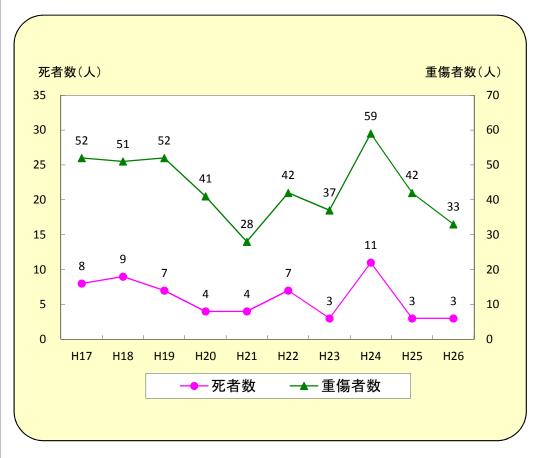


- 〇 平成21年以降、貸切バスの死亡・重傷事故件数は横ばいで推移している。
- 貸切バス事故の死傷者数については、関越道高速ツアーバス事故が発生した平成24年に増加したが、平成26年には平成23年並みに減少した。

■貸切バスによる交通事故件数の推移



■貸切バス事故の死傷者数の推移



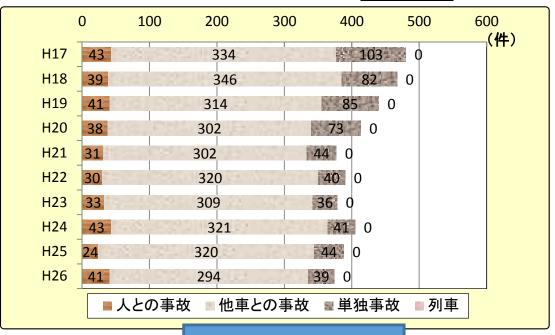
出典:(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

貸切バスの交通事故発生状況②

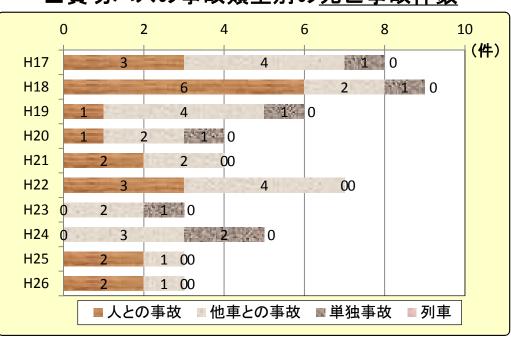


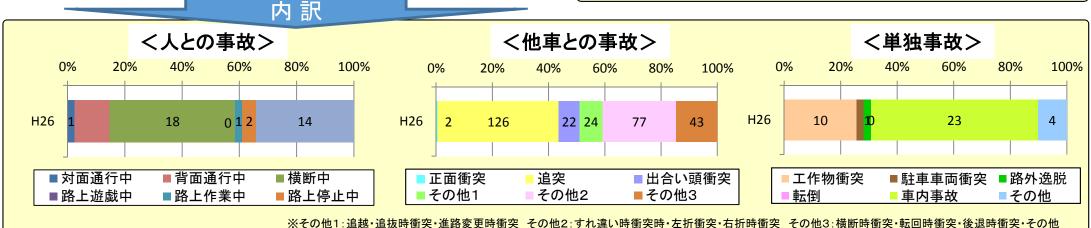
- 貸切バスは<u>他車との事故が圧倒的に多く</u>、そのうち<u>追突事故が4割以上</u>を占めている。
- 平成26年の貸切バスの死亡事故は、<u>人との事故が2件、他車との事故が1件</u>であった。

■貸切バスの事故類型別の事故件数



■貸切バスの事故類型別の<u>死亡事故件数</u>

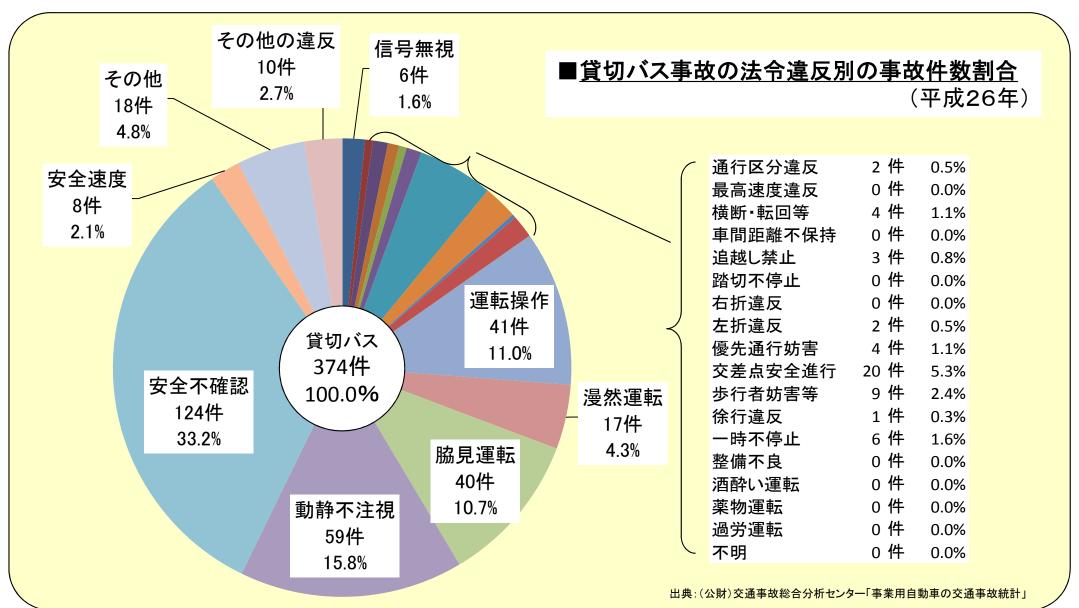




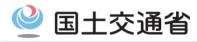
貸切バスの交通事故発生状況③



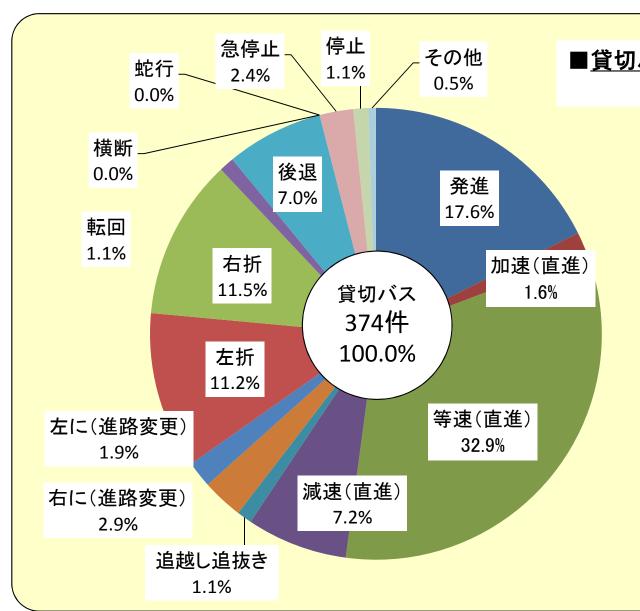
〇 貸切バスの法令違反別の交通事故については、「安全不確認」(33.2%)、「動静不注視」(15.8%)、「運転操作」(11.0%)、「脇見運転」(10.7%)の割合が高い。(平成26年)



貸切バスの交通事故発生状況4



〇 貸切バスの行動類型別の交通事故については、「等速(直進)」(32.9%)、「発進」(17.6%)、「右折」(11.5%)、「左折」(11.2%)の割合が高い。(平成26年)



■貸切バス事故の行動類型別の事故件数割合 (平成26年)

行動類型	件数	割合
発進	66件	17.6%
加速(直進)	6件	1.6%
等速(直進)	123件	32.9%
減速(直進)	27件	7.2%
追越し追抜き	4件	1.1%
右に(進路変更)	11件	2.9%
左に(進路変更)	7件	1.9%
左折	42件	11.2%
右折	43件	11.5%
転回	4件	1.1%
後退	26件	7.0%
横断	0件	0.0%
蛇行	0件	0.0%
急停止	9件	2.4%
停止	4件	1.1%
駐車運転者在	0件	0.0%
その他	2件	0.5%

出典:(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

軽井沢スキーバス事故の発生直後の国土交通省の対応



事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス (乗員乗客41名)が反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名 が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生直後の国土交通省の対応

- ▶ 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置(これまで16回開催)
- ▶ 被害者相談窓口(本省・地方運輸局)において、被害者の方々からの相談・要望に対応
- ▶ 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に特別監査を実施(1/15, 16, 17, 29)
- ▶ 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請(1/15)
- ▶ 自動車局長から日本バス協会に対して安全運行の徹底を指示(1/15)
- ▶ 石井大臣(1/16)、山本副大臣(1/15)が現地を視察
- ▶ 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始(1/19以降)

<u><バス事業者概要></u>

- 事業者名:(株)イーエスピー (東京都羽村市富士見平)
- 許可年月日:平成26年4月18日
- 保有車両数:12台
- 事故車両:三菱製大型バス 初度登録年度:平成14年10月

<u><特別監査で判明した主な違反></u>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

●事故車両の損傷状況



●事故直前の運行経路



軽井沢スキーバス事故対策検討委員会について



設置の趣旨

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を 起こさないよう、徹底的な再発防止策について、検討する。

検討事項

規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

- ○事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
- 〇監査の実効性の向上(事業参入後の安全確保についてのチェックの強化)
- ○運転者の運転技術のチェックの強化
- ○運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
- ○衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化 など

スケジュール

平成28年1月22日 委員会設置

平成28年1月29日 第1回委員会開催

(速やかに実施可能な施策については順次実施。)

平成28年夏まで 総合的な対策についてとりまとめ

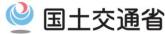
【委員】

◎:委員長 O:委員長代理

◎ 山内	弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授	興津	泰則	(一社)日本旅行業協会国内•訪日旅行推進部長
〇 酒井	一博	(公財)大原記念労働科学研究所所長	河野	康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長
安部	誠治	関西大学社会安全学部教授	住野	敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
稲垣	敏之	筑波大学副学長•理事	松田	英三	運輸審議会委員
上杉	雅彦	(公社)日本バス協会会長	三浦	雅生	弁護士
植竹	孝史	(一社)全国旅行業協会東京都支部運営委員	水野	幸治	名古屋大学大学院工学研究科教授
加藤	博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	村木	美貴	千葉大学大学院工学研究科教授

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会





_ ____

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、実効性ある対策の方向性をとりまとめ。 〈検討の基本的考え方〉

- ・平成24年の関越道事故後の対策を含むこれまでの安全対策を徹底的に再検証すること
- ・関係事業者に法令遵守を改めて徹底し、悪質事業者には、市場からの退出を含め、厳しい態度で臨むこと
- 利用者の視点に立ち、ソフト・ハード両面の施策を多角的に講ずること

(1)貸切バス事業者に対する事前及び事後の安全性のチェックの強化

今回の事故:事故発生前に実施した監査や処分で是正を指示していたにもかかわらず、事故発生後、安全管理上の問題を確認

速やかに講ずべき事項

- ・複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者に対し、事業許可の取消し等の厳しい処分の実施
- ・輸送の安全に特にかかわる事項を中心とした処分量定の引上げ

今後具体化を図るべき事項

- 事業許可の再取得要件の厳格化
- 運行管理者資格の返納・再取得要件の厳格化
- ・民間団体等の活用による監査事務を補完する仕組みの構築 (トラックは導入済)
- ・監査後に違反事項が改善したかどうかを速やかに確認

引き続き検討すべき事項

- ・最低保有車両数の引上げ、一定以内の車齢の義務付け
- 事業許可の更新制の導入
- ・罰則の強化

(2)旅行業者等との取引環境の適正化、利用者に対する安全性の「見える化」

今回の事故:届出運賃の下限を割った運賃による運行

速やかに講ずべき事項

- ・利用者への貸切バス事業者名の提供
- 貸切バス事業者と旅行業者間で取り交わす書類における、運賃・料金の上限・下限額の明記、また、手数料等の確認
- ・運賃・料金の情報に関する通報窓口の設置

今後具体化を図るべき事項

- ・貸切バス事業者と旅行業者が連携し、利用者に対し、旅行商品 に係る貸切バスの安全情報を提供する仕組みの構築
- ・車体等への先進安全技術の搭載状況の表示

引き続き検討すべき事項

- ・旅行業者への行政処分等の強化
- ・ランドオペレーターに対する法規制等の仕組みの 構築

(3)運転者の技量のチェックの強化

今回の事故:長年大型バスの乗務経験が乏しい運転者が乗務

速やかに講ずべき事項

- ・新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断の義務付け(現在、過去3年以内に受診したことのある者は免除)
- 初任者(直近1年間に乗務していなかった車種区分の乗務を含む。)及び事故を起こした運転者に対する実技訓練の 義務付け

引き続き検討すべき事項

・運行管理者等の在り方の見直し

(4)ハード面の安全対策の充実

今回の事故:ドライブレコーダーや先進安全技術等が搭載されていない車両による運行

速やかに講ずべき事項

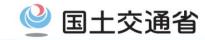
- ・ドライブレコーダーによる車内外の映像の記録・保存、当該映像を活用した指導・監督の実施の義務付け
- ・シートベルトの着用徹底や補助席へのシートベルトの設置の義務付け

今後具体化を図るべき事項

・先進安全技術が搭載された新型車への代替の促進

 ∞

運行管理の高度化対策 ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の活用



課題

● 多数の旅客を長距離・長時間運送する貸切バスにおいて、運行記録計による記録のみでは、ドライバーが、速度超過、車間距離不足、急ブレーキ等の不安全・不適切な運転を行ったとしても、運行管理者等がこれを把握し、是正させることが難しい。

また、このような状況が、一部のドライバーによる不適切な運転を許容・助長している可能性があるため、 運行管理者による監視や指導・監督を行う上でわかりやすいデータを活用する必要がある。

- 今般の事故のように、事故に至るまでの正確な状況把握が困難な場合、事故原因究明等に支障がある。
- 事業規模の小さい貸切バス事業者の中には、運行管理のノウハウ、資金力等が乏しい事業者もあり、ドライブレコーダーを用いた高度な運行管理、労務管理は普及していない。

対策の方向性

- 貸切バス事業者に対して、ドライブレコーダーによる映像の記録・保存を義務付ける。
- ドライブレコーダーの記録を活用したドライバーへの指導監督の義務付け ((例)速度超過、車間距離不足や急ブレーキ等のヒヤリハット映像を活用した効果的な指導監督)
- ドライブレコーダーの記録を活用した事故調査・分析
- デジタル式運行記録計の更なる普及促進を図る。

要検討事項

- ドライブレコーダーの性能基準
- ドライブレコーダーの記録を活用した、指導監督マニュアルの作成
- 同マニュアルを事業者や運行管理者に周知徹底するため、セミナーや講習会を実施
- デジタル式運行記録計も含めた、今後の運行管理の更なる高度化を検討